

大阪第二検審第127号

平成19年10月24日

審査申立人 姫野 浄外1名

申立代理人 伊賀 興一 殿



議決の要旨について（通知）

被疑者磯村隆文外1名に対する背任被疑事件の不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は平成19年10月23日に議決しましたから、その要旨を別添のとおり送付します。

なお、申立人に事件結果の通知はしておりませんので申し添えます。

添付書類

議決書要旨（1部）

平成19年大阪第二検審査事件（申立）第11号

申立書記載罪名 背任

検察官裁定罪名 背任

議決年月日 平成19年10月23日

議決書作成年月日 平成19年10月23日

議 決 の 要 旨

審査申立人

姫 野 淳

同

藤 永 延 代

申立代理人

石 松 竹 雄

同

伊 賀 興 一

同

吉 岡 良 治

同

吉 岡 孝 太 郎

同

藤 木 邦 顯

被疑者

磯 村 隆 文

同

關 淳 一

## 不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検察官検事 馬場 浩 一

被疑者磯村隆文外1名に対する背任被疑事件（大阪地検平成18年検第16924～16925号）につき、平成18年12月28日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

### 議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は不当であり、起訴を相当とする。

### 議 決 の 理 由

- 1 被疑者らの供述が得られておらず、事実関係が正確に把握できていない。
- 2 大阪市の行政判断である芦原病院を存続するための一環としての貸付金や補助金の執行であっても、その償還については、公務員として法令及び大阪市の条例等を遵守して大阪市に損害を生ぜしめることのないように芦原病院の経営能力、財務体質及び公益性等に問題があるかどうかを十分に調査し、担保徴求等の債権保全措置を執り、適正に処理すべき任務が必要であったのに何らの措置も執らなかった。また、長年にわたる高額な助成金に対して一切の正確な精算や目的外使用の有無を確認せず、また、強力な改善もせずに放置してきており、行政機関としての主体性の欠如及び公平性からの観点から見て合理性が疑われるような施策を実施してきたことは、任務違背と認めざるを得ない。地方公共団体の長である市長として、その責任は重大である。
- 3 地域医療の確保を目的として芦原病院のみを助成し続けることに、その必要性や緊急性、公益性も何ら見出せず、一般市民として、血税を納める者として、理解できない。特に、長年にわたる高額な助成金に対し、一円も返還されず、さらに市民の税金で高額な助成を継続してきたことを鑑みれば、医生活に対し、図利目的があったことは、明確であるし、大阪市の財産に損害をもたらしたことは事実である。

4 市長という地方公共団体の長である立場の職務であれば、大阪市民の血税を守るために、健全で正しく公平な行政を執るべきであった。

以上の点から、被疑者らの刑事責任は誠に重く、本件行為は厳しく非難されるべきである。検察官がした不起訴処分は納得できないので、上記趣旨のとおり議決する。

大 阪 第 二 検 察 審 査 会